教私第１４９４号

大阪府私立専修学校専門課程質保証・向上補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （様式第２号）要件確認申立書（略）

|  |
| --- |
| 申　　立　　事　　項 |
| （略） | （略） | （略） |
| ７ | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| （略） | （略） | （略） |

（略） |

　 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （様式第２号）要件確認申立書（略）

|  |
| --- |
| 申　　立　　事　　項 |
| （略） | （略） | （略） |
| ７ | 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。 | はい・いいえ |
| （略） | （略） | （略） |

（略） |

 |

　　　附　則

　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。